

寄 附 行 為

昭和34年 2月24日制定

昭和34年 7月 6日改正

昭和38年 4月 1日改正

昭和43年 4月17日改正

昭和43年 7月 5日改正

昭和44年 4月 7日改正

昭和45年 3月31日改正

昭和47年 7月12日改正

昭和48年 3月30日改正

昭和49年 3月30日改正

昭和49年 7月 4日改正

昭和51年 1月26日改正

昭和56年 7月 3日改正

昭和58年 6月10日改正

平成元年 3月17日改正

平成 7年 9月18日改正

平成 9年 3月27日改正

平成10年 5月 8日改正

平成11年 7月28日改正

平成12年 4月30日改正

平成13年 6月27日改正

平成14年 9月13日改正

平成15年10月 2日改正

平成20年 8月 1日改正

平成21年 4月 1日改正

財団法人 日本不動産研究所寄附行為

第1章 総 則

第1条 この法人は、財団法人日本不動産研究所（JAPAN REAL ESTATE INSTITUTE）と称する。

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第3条 この法人は、従たる事務所を札幌市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、水戸市、宇都宮市、前橋市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、津市、大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市および那覇市に置く。

第2章 目的および事業

第4条 この法人は、不動産に関する理論的および実証的研究の進歩発展を促進し、その普及実践化と実務の改善合理化を図ることを目的とする。

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産に関する金融、経済、租税、評価、経営、会計等の研究およびその成果の発表
- (2) 内外の不動産に関する諸制度の調査研究
- (3) 機関誌、調査資料、図書等の刊行
- (4) 国、地方公共団体、公社、公団等に対する不動産関係の資料の提供または調査の受託
- (5) 不動産に関する研究会、講演会、講習会、懇談会等の開催
- (6) 内外の関係学術団体、研究機関、職能団体、専門教育課程を有する大学等との連絡提携および共同研究
- (7) 不動産に関する鑑定評価
- (8) 不動産の評価基準に関する基礎的調査および実践的研究
- (9) 不動産図書室の設置公開
- (10) 各種広報活動および不動産に関する一般相談
- (11) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 資産および会計

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 維持会員の会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

第7条 この法人の資産は、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載された財産および基本財産に編入されることとなった財産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 寄附金品であって、寄附者の指定があるものは、その指示に従うものとする。

第8条 この法人の資産は、理事会の議決した方法により、理事長が管理する。

第9条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決により、その一部を処分し、または担保に供することができる。この場合においては、主務官庁の承認を受けなければならない。

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第11条 この法人の事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を受けて主務官庁に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

第12条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後、2箇月以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減理由書とともに監事の意見をつけ、理事会の議決を受けて主務官庁に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金が生じたときは、理事会の議決により、その全部もしくは一部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第13条 この法人の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第4章 役員等

第14条 この法人に、次の役員を置く。

理 事 15名以上21名以内

(会長1名、理事長1名、専務理事2名、常務理事4名以内を含む。)

監 事 2名または3名(常任監事を含む。)

第15条 理事および監事は、次の各号に該当する者のうちから、評議員会で選任する。

(1) 設立当初の寄附者

(2) 設立当初の寄附者の推せんした者

2 会長、理事長、専務理事および常務理事は、理事の互選による。

3 理事、監事および評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

第16条 会長は、理事会および評議員会の議長となり、理事会の決議がある場合には、この法人を代表することができる。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を掌理し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長および理事長を補佐して常務を処理し、会長および理事長に事故あるときはあらかじめ理事長が指名する順位に従い、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長の命を受け、専務理事の指揮により理事長を補佐し、会長、理事長および専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する順位に従い、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に規定するもののほか、この法人の業務に関し、重要な事項を議決し、かつ、執行する。

6 監事は、民法第59条(第4号を除く。)に規定する職務を行う。

第17条 役員任期は2年とする。ただし、補欠または増員のため選任された役員任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間に相当する期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお、引続きその職務を行わなければならない。

4 役員は、この法人の役員として、ふさわしくない行為があった場合その他特別の事情のある場合には、その任期中であっても、理事会の議決によりこれを解任することができる。

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を受けて、理事長が別に定める。

第19条 この法人に、相談役、顧問および参与若干名をおくことができる。

2 相談役、顧問および参与は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。

第20条 相談役は、この法人の業務に関する重要な事項について建議し、会長または理事長の諮問に応ずる。

2 顧問は、この法人の業務に関し、会長または理事長の諮問に応じ、会長または理事長に助言する。

3 参与は、この法人の業務に関し、会長または理事長の諮問に応じ、会長または理事長に意見を述べる。

4 相談役、顧問および参与には、第18条の規定を準用する。

第5章 評議員および維持会員

第21条 この法人に、評議員20名以上30名以内を置く。

2 評議員は、学識経験のある者、関係官庁の職員および維持会員の中から、理事会の推せんにより会長が委嘱する。

3 第17条の規定は、評議員に準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第22条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長または理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第23条 この法人に、維持会員を置くことができる。

2 維持会員は、この法人の趣旨に賛成して入会を申し込み、理事長の承認を受けるものとする。

3 維持会員の会費の負担、その他会員に関する必要な事項は、理事会の議決を受けて、理事長が別に定める。

第6章 会 議

第24条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、理事長または理事現在数の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、会長は、臨時に理事会を招集しなければならない。

2 会長は、前項ただし書きに規定する請求があった場合は、その請求のあった日から起算して14日以内に招集しなければならない。

3 理事会の招集は、少くとも会日の5日前にその会議の目的たる事項を示して通知しなければならない。ただし、会長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第25条 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第26条 評議員会は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、次に掲げる事項につき諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

(1) 事業遂行の方針に関する重要事項

(2) 収支予算および収支決算に関する事項

(3) その他この法人の業務に関する重要な事項で、会長または理事長が必要と認めた事項

第27条 評議員会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときまたは理事長もしくは評議員現在数の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、会長は、臨時に評議員会を招集しなければならない。

2 第24条第2項および第3項の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは、「評議員会」と読み替えるものとする。

第28条 第25条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第29条 議長は、会議の議事録を作成し、出席者2名とともに署名して印を押すものとする。

2 前項の議事録は、理事長が保管する。

第7章 事務局等

第30条 この法人に事務局を置く。

2 事務局に、研究員、鑑定員、書記等の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 職員は、有給とする。

第30条の2 主たる事務所には、次に掲げる書類および帳簿を備えておくものとする。

(1) 寄附行為

(2) 理事および監事の名簿

(3) 事業計画書および収支予算書

- (4) 事業報告書および収支決算書
- (5) 財産目録、損益計算書および貸借対照表
- (6) 許可、認可等および登記に関する書類
- (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (8) 理事および監事の履歴書
- (9) 評議員および職員の名簿および履歴書
- (10) その他必要な帳簿および書類

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供する。

第8章 寄附行為の変更および解散

第31条 この寄附行為の変更は、理事現在数の3分の2以上の者が出席した理事会において、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の変更は、主務官庁の認可を受けなければその効力を生じない。

第32条 この法人の解散は、理事現在数の4分の3以上の者が出席した理事会において、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の解散は、主務官庁の認可を受けなければその効力を生じない。

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会の議決を受け、かつ、主務官庁の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業を行う者に寄附するものとする。

第9章 補 則

第34条 この寄附行為に定めるもののほか、必要な細則は、理事会の議決を受けて、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年4月1日から始まる会計年度は、第13条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成21年9月30日までとする。
- 3 この法人の設立当初における会長、理事長、常務理事、理事および監事は下記のとおりとし、その任期は、第17条の規定にかかわらず、第1会計年度終了後、初めて開かれる評議員会の終了の日までとする。

記

会 長	渋 沢 敬 三
理 事 長	櫛 田 光 男
常務理事	落 合 新 六
理 事	井 上 敏 夫
理 事	堀 武 芳
理 事	川 北 禎 一
理 事	濱 口 巖 根
理 事	星 野 喜代治
理 事	広 瀬 経 一
理 事	小笠原 光 雄
理 事	池 田 謙 蔵
理 事	矢 野 一 郎
理 事	山 根 春 衛
理 事	楠 見 義 男
理 事	北 野 重 雄
理 事	渡 辺 武次郎
監 事	平 野 繁太郎
監 事	高 木 武
監 事	江 戸 英 雄